

白色申告	一連番号	
整理番号		
事業年度(至)		
売上金額		
申告年月日		
通信日付印	確認印	庁指定局指定指導等区分
年月日		
申告区分		
法人税	期限	期限

翌年以降送付要否	要	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

御注意	平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	要否	別表等
納税地	電話() -	同非区分	一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの	非中小法人等	
法人名		経理責任者自署押印	旧納税地及び旧法人名等		
法人番号		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
代表者自署押印					
代表者住所					

平成 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書
平成 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書
	(中間申告の場合 平成 年 月 日)	
この申告書による法人税額の計算		

所得金額又は欠損金額(別表四「47」の①)	1	十億	百万	千	円
法人税額(54)又は(55)	2				
法人税額の特別控除額(別表六「25」+別表六「22」+別表六「9」+別表六「10」+別表六「11」+別表六「12」+別表六「13」+別表六「14」+別表六「15」+別表六「16」+別表六「17」+別表六「18」+別表六「19」+別表六「20」+別表六「21」+別表六「22」+別表六「23」+別表六「24」+別表六「25」)	3				
差引法人税額(2)-(3)	4				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5				
課税土地譲渡利益金額(別表三「二」[24]+別表三「二」[25]+別表三「三」[20])	6			0	0
同上に対する税額(21)+(22)+(23)	7				
課税留保金額(別表三「一」[40])	8			0	0
同上に対する税額(別表三「一」[48])	9				
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10			0	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				
控除税額(((10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12				
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	13			0	0
中間申告分の法人税額	14			0	0
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの(13)-(14)場合は、(25)へ記入)	15			0	0

課税標準の法人税額	32				
課税標準の法人税額	33				
課税標準法人税額(32)+(33)	34			0	0
地方法人税額(58)	35				
課税留保金額に係る地方法人税額(59)	36				
所得地方法人税額(35)+(36)	37				
外国税額の控除額(別表六「二」[50]又は別表六「五」[48])	38				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39				
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40			0	0
中間申告分の地方法人税額	41			0	0
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの(40)-(41)場合は、(43)へ記入)	42			0	0

控除税額の計算	16	十億	百万	千	円
所得税の額(別表六「一」[13])	16				
外国税額(別表六「二」[20]又は別表六「五」[16])	17				
計(16)+(17)	18				
控除した金額(12)	19				
控除されなかった金額(18)-(19)	20				
土地譲渡税額(別表三「二」[27])	21				0
同上(別表三「二」[28])	22				0
同上(別表三「三」[23])	23				0
この申告による還付金額	24				
中間納付額(14)-(13)	25				
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	26				
計(24)+(25)+(26)	27				
この申告前の所得金額又は欠損金額(60)	28				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65)	29				0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「一」[4]の計+別表七「二」[9]若しくは[12]又は別表七「三」[10])	30				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七「一」[5]の合計)	31				

この申告による還付金額(41)-(40)	43				
この申告前の所得金額に対する法人税額(68)	44				
課税留保金額に対する法人税額(69)	45				
課税標準法人税額(70)	46			0	0
この申告により納付すべき地方法人税額(74)	47			0	0
剰余金・利益の配当額(剰余金の分配)の金額					
剰余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日		
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 本店・支店 出張所 本店・支店 農協・漁協 本所・支所	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
※税務署処理欄					